

1 廃棄物対策とリサイクルの推進

廃棄物の最終処分量を 2010（平成 22）年度までに 1997（平成 9）年度比で概ね半減させることなどを目標に、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3 R を推進します。また、不適正処理の根絶に向けた取組み等も進めます。

（1）廃棄物の減量化・リサイクルの推進

大阪府分別収集促進計画の推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

容器包装リサイクル法に基づき、「第 5 期大阪府分別収集促進計画（平成 20～24 年度）」を円滑に推進するため、市町村の分別収集実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、先進的な取組事例の情報提供等の技術支援を引き続き行います。

（環境関連主要事業（予算額）一覧 NO.11）

家電リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

平成 13 年 4 月に施行された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）については、リサイクル料金が一律で高いこと、法施行前から家電メーカーに匹敵する技術力を有し、安価にリサイクルに取り組んできた府内の再生資源業者の活用がほとんど図られていないこと、不法投棄が多いこと等の問題が指摘されています。このため、府は、廃棄物処理法に基づき、再生資源業者がリサイクルを行う「家電リサイクル大阪方式」を推進しており、消費者や関係者の理解を得るために周知・啓発を行うなど、効果的な PR を進めます。

また、リサイクルされる製品の総重量とリサイクルにより回収される有価物の重量との割合であるリサイクル率は、その向上が望まれることから、大阪方式の要件の一つであるリサイクル率の見直しを検討する基礎資料として活

用するために、製品の大きさの違いによる有価物の回収量への影響などの実証調査を実施します。

（環境関連主要事業（予算額）一覧 NO.14）

リサイクル製品認定制度の運営

【循環型社会推進室 内線：3819】

廃棄物のリサイクルをより一層促進するとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、府内で発生した廃棄物（循環資源）を利用し、府内の工場で製造したリサイクル製品で一定の基準を満たすものの認定を平成 16 年度から行っております。平成 19 年度末現在で、再生路盤材などの土木資材や再生プラスチック製品など 323 製品を大阪府認定リサイクル製品として認定しています。今年度もそれらの普及に努めるとともに、年 2 回の認定を実施します（認定申請受付は 6 月、11 月を予定）。

（環境関連主要事業（予算額）一覧 NO.13）

（2）廃棄物の適正処理

産業廃棄物の不適正処理の根絶

【循環型社会推進室 内線：3825・3827】

【環境管理室 内線：3875】

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地

の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図ります。

また、廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な解決を図ります。

(環境関連主要事業(予算額)一覧 NO.155・157)

P C B 廃棄物適正処理推進事業

【環境管理室 内線：3871】

P C B (ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理については、日本環境安全事業(株)が、近畿圏の処理拠点として大阪市此花区に脱塩素化分解方式による処理能力2 t /日の施設を建設し、平成18年10月から稼動しています。

今後も「大阪府P C B 廃棄物処理計画」(平成16年3月策定)に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図ります。

また、中小企業によるP C B 廃棄物の処理を支援するため、国・他都道府県と同様に(独)環境再生保全機構に設けられたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に引き続き拠出します。

(環境関連主要事業(予算額)一覧 NO.161)